

令和2年4月3日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
救急医療担当理事 高室 暁

神奈川DMAT運営要綱の改正について

標記の件につきまして、神奈川県医師会よりご案内がまいりましたので、お知らせ致します。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

神奈川DMAT運営要綱の改正について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、県健康医療局保健医療部健康危機管理課長より別添のとおり通知がありました。

本件は、令和2年3月19日付け「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡)に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに設置する「都道府県調整本部」にDMATメンバーが参画するなど、多数の患者搬送の調整が必要となる事態に神奈川DMATを派遣できることを明確にするため、同要綱を改定したことを周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：佐々木

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp



健危第 992 号
令和 2 年 3 月 24 日

各災害医療コーディネーター
各災害拠点病院長
各災害協力病院長
公益社団法人 神奈川県医師会長
日本赤十字社神奈川県支部長

様

神奈川県健康医療局保健医療部
健康危機管理課長
(公 印 省 略)

「神奈川DMAT運営要綱」の改正について (通知)

本県の災害医療行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川DMAT運営要綱を次のとおり改正しましたので、通知します。

1 改正理由

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの令和 2 年 3 月 19 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに設置する都道府県調整本部にDMATメンバーが参画するなど、多数の患者搬送の調整が必要となる事態に神奈川DMATを派遣することが可能であることを明確にするため。

2 改正内容

別添「神奈川DMAT運用要綱 新旧対照表 (令和 2 年 3 月)」
※改正後全文については、別紙を参照してください。

3 施行日

令和 2 年 3 月 24 日



問合せ先

健康危機管理グループ 田村

電話 045-210-4634 (直通)

電子メール fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp

神奈川DMAT運営要綱

平成18年8月21日制定

平成23年3月16日改正

令和2年3月24日改正

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県内外で地震、台風等の自然災害、航空機・列車事故等の大規模な事故その他多数の患者の搬送調整が必要となる事態（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT, Disaster Medical Assistance Team）（以下「DMAT」という。）である神奈川DMATを派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。

(活動対象)

第2条 神奈川DMATは、次の各号に掲げる事態を活動対象とする。

- (1) 主として神奈川県内の災害に際して、外傷救急等の処置に係る人的・物的資源等が不足する場合。
- (2) 災害に際して、被災地外のDMATが連携して、合同で広域医療搬送等被災地への医療支援を実施する場合。

(活動内容)

第3条 神奈川DMATは、消防機関等と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) DMAT調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）
- (2) 災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）
- (3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）
- (4) 被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）
- (5) 被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit, SCU）（以下「SCU」という。）における活動（広域医療搬送）

2 神奈川DMATは、活動に必要な通信手段、移動手段、医薬品のほか医療用資機材、生活手段等については、自ら確保するものとする。

3 神奈川DMATの運用に必要な事項は別に定める。

(安全の確保)

第4条 神奈川DMATは、前条第1項に掲げる活動を行う場合、自ら安全の確認及び確保を行い、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

(編成)

第5条 神奈川DMATは、医師、看護師、業務調整員からなる1チーム5人編成を基本とする。

(指定病院の要件)

第6条 神奈川DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療機関として神奈川DMATを派遣する意志を持つこと。
- (2) 神奈川DMATの活動に必要な人員、装備を持つこと。

なお、人員については「神奈川DMAT運用計画」第4の1で指定する研修を受講済みであること、また、装備については同第4の3で定めるものとする。

2 指定病院は、神奈川DMATを被災地に派遣できるように体制を整備するものとする。

(指定病院の申出)

第7条 前条の要件を満たした指定病院の指定を受けようとする病院は、第1号様式により関係書類を添付のうえ、知事へ提出するものとする。

(指定病院の指定)

第8条 知事は、前項の規定により指定病院の申出があったときは、当該病院が要件を満たしていることを確認のうえ、第2号様式により指定することができる。

- 2 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、指定病院との間に神奈川DMATの派遣等に係る協定を締結する。
- 3 知事は、指定病院自らの意思及び人員、物資、実働訓練他研修等の参加状況から継続的、実質的なDMATの派遣が不可能と判断される場合は、神奈川DMAT連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に諮った後、知事の判断によって指定病院の指定を解除することができる。

(派遣要請等)

第9条 被災した市町村の災害対策本部、被災した都道府県及び被災した都道府県の災害対策本部等は、神奈川DMATの派遣が必要と判断した場合には、知事にその旨を要請する。

- 2 知事は、前項により被災した市町村の災害対策本部等から派遣要請を受けた場合は、第10条の基準に基づいて指定病院等に対して神奈川DMATの派遣を要請する。
- 3 指定病院等の長は、知事から派遣要請を受け、神奈川DMATの派遣が可能と判断した場合、速やかに神奈川DMATを派遣する。
- 4 前項の規定にかかわらず、突発的事態の発生等により、緊急を要するため時間的余裕がなく知事へ神奈川DMATの派遣要請ができない場合、県内の市町村長又は救助機関の長は、直接指定病院等に対して神奈川DMATの派遣を要請することができる。なお、この場合には、知事は指定病院等の長からの事後報告を受ける。
- 5 前項において、市町村長又は救助機関の長から直接派遣要請を受け、被災状況にかかる情報等から派遣の必要があると判断した場合には、指定病院等の長は神奈川DMATを派遣するとともに、速やかに知事へ報告しなければならない。
- 6 被災した市町村長からの要請がない場合でも、知事は、神奈川DMATを派遣し対応することが効果的であると判断した場合には、指定病院等に対して神奈川DMATの派遣を要請することができる。
- 7 指定病院等の長は、知事からの派遣要請に対し、災害時医療対応のため派遣が困難である等やむを得ない場合を除き、これを拒むことはできない。
- 8 前項において、当該指定病院等の長は、理由を記した文書により速やかに知事に報告するものとする。
- 9 知事は、関係機関等と調整のうえ神奈川DMATの想定される業務等に係る情報を速やかに指定病院等に提供する。

(派遣要請基準)

第10条 指定病院等に対する派遣要請は、傷病者が20人以上発生又は発生が見込まれる災害で次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 被災市町村長等から神奈川DMATの派遣要請があり、神奈川DMATを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。
 - (2) 発生した災害に対し、神奈川DMATを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。
- 2 他の都道府県への派遣にあつては、被災都道府県知事等からの派遣要請が

あり、かつ神奈川DMATを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。

(待機要請等)

第11条 知事は、災害の発生等により医療支援が必要となる可能性がある場合、指定病院等に対して神奈川DMAT派遣のための待機を要請する。

2 待機要請を受けた指定病院等の長は、所属する神奈川DMATに対して待機を指示するものとする。

(広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU（Staging Care Unit））の設置)

第12条 知事は、広域医療搬送が必要と判断した場合、関係省庁と連携して、あらかじめ指定された場所にSCUを設置するとともに、広域医療搬送に係る連絡調整のためのSCU本部を設置する。

(費用の支弁)

第13条 神奈川DMATの派遣に要した費用は、原則として、県と神奈川DMATを派遣した神奈川DMAT指定医療機関との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。

2 県の要請によらない神奈川DMATの派遣については、費用は原則として支弁しないものとする。

(研修)

第14条 知事は、神奈川DMATの資質向上を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。

2 指定病院は、神奈川DMATの技術の向上等を図るため、編成した神奈川DMATの研修及び訓練に努める。

(連絡協議会)

第15条 知事は、連絡協議会を設置し、神奈川DMATの運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討協議する。

2 連絡協議会の設置に必要な事項は別に定める。

(日本赤十字社神奈川県支部)

第16条 日本赤十字社神奈川県支部（以下「日赤県支部」という。）は、知事からDMATの派遣要請があった場合、設置する病院から神奈川DMATを編成し、派遣するものとする。

2 この要綱の規定を日赤県支部が編成する神奈川DMATに適用する場合、指定病院を日赤県支部と読み替えるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるものの他、神奈川DMATの編成及び運営等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から適用する。

神奈川DMA T 運営要綱 新旧対照表 (令和2年3月)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、神奈川県内外で<u>地震、台風等の自然災害、航空機・列車事故等の大規模な事故その他多数の患者の搬送調整が必要となる事態</u>（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMA T ,Disaster Medical Assistance Team）（以下「DMAT」という。）である神奈川DMA Tを派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(第2条 略)</p> <p>(活動内容)</p> <p>第3条 神奈川DMA Tは、消防機関等と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1) <u>DMA T調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）</u></p> <p>(2) <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）</u></p> <p>(3) <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）</u></p> <p>(4) <u>被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）</u></p> <p>(5) <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit, SCU）（以下、「SCU」という。）における活動（広域医療搬送）</u></p> <p>2、3 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、神奈川県内外で<u>地震、台風、航空機・列車事故等の大規模な災害</u>（以下「災害」という。）時に被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMA T ,Disaster Medical Assistance Team）（以下「DMAT」という。）である神奈川DMA Tを派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(第2条 略)</p> <p>(活動内容)</p> <p>第3条 神奈川DMA Tは、消防機関等と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1) <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）</u></p> <p>(2) <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）</u></p> <p>(3) <u>被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）</u></p> <p>(4) <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等並びに広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit, SCU）（以下、「SCU」という。）における活動（広域医療搬送）</u></p> <p>2、3 略</p>

神奈川県DMAT運営要綱 新旧対照表（令和2年3月）

新	旧
(第4条～第17条 略)	(第4条～第17条 略)

健危第 993 号
令和 2 年 3 月 24 日

各災害医療コーディネーター
各災害拠点病院長
各災害協力病院長
公益社団法人 神奈川県医師会長
日本赤十字社神奈川県支部長

様

神奈川県健康医療局保健医療部
健康危機管理課長
(公 印 省 略)

「神奈川DMAT—L運営要綱」の改正について（通知）

本県の災害医療行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川DMAT—L運営要綱を次のとおり改正しましたので、通知します。

1 改正理由

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの令和 2 年 3 月 19 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに設置する都道府県調整本部にDMATメンバーが参画するなど、多数の患者搬送の調整が必要となる事態に神奈川DMAT—Lを派遣することが可能であることを明確にするため。

2 改正内容

別添「神奈川DMAT—L運用要綱 新旧対照表（令和 2 年 3 月）」
※改正後全文については、別紙を参照してください。

3 施行日

令和 2 年 3 月 24 日

問合せ先

健康危機管理グループ 田村

電話 045-210-4634（直通）

電子メール fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp

神奈川DMAT-L運営要綱

平成24年9月1日制定

平成31年5月6日改正

令和2年3月24日改正

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県内で地震、台風等の自然災害、航空機・列車事故等の大規模な事故その他多数の患者の搬送調整が必要となる事態（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、神奈川DMAT-Lを派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。

(活動対象)

第2条 神奈川DMAT-Lは、主として神奈川県内の災害に際して、外傷救急等の処置に係る人的・物的資源等が不足する事態を活動対象とする。

(活動内容)

第3条 神奈川DMAT-Lは、消防機関等と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) DMAT調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）
- (2) 災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）
- (3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（城内搬送）
- (4) 被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）
- (5) 被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等

2 神奈川DMAT-Lは、活動に必要な通信手段、移動手段、医薬品のほか医療用資機材、生活手段等については、自ら確保するものとする。

(安全の確保)

第4条 神奈川DMAT-Lは、前条第1項に掲げる活動を行う場合、自ら安全の確認及び確保を行い、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

(編成)

第5条 神奈川DMAT-Lは、医師、看護師、業務調整員からなる1チーム5人編成を基本とする。

(指定病院の要件)

第6条 神奈川DMAT-L指定病院（以下「指定病院」という。）の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療機関として神奈川DMAT-Lを派遣する意志を持つこと。
 - (2) 神奈川DMAT-Lの活動に必要な人員、装備を持つこと。
 - (3) 災害拠点病院と同等程度またはそれ以上の施設、設備を備えていること。
- 2 指定病院は、神奈川DMAT-Lを被災地に派遣できるように体制を整備するものとする。

(隊員資格)

第7条 神奈川DMAT-Lの隊員は神奈川県内の医療施設に所属する者のうち、次に該当する者とする。

- (1) 神奈川DMAT-L隊員養成研修を受講した者
- (2) 他の都道府県が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修を受講し、その隊員証を有する者。
- (3) 日本DMAT隊員であって、神奈川DMATの編成に入らない者

(指定病院の申出)

第8条 前条の要件を満たした指定病院の指定を受けようとする病院は、第1号様式により関係書類を添付のうえ、知事へ提出するものとする。

(指定病院の指定)

第9条 知事は、前項の規定により指定病院の申出があつたときは、当該病院が要件を満たしていることを確認のうえ、第2号様式により指定することができる。

2 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、指定病院との間に神奈川DMAT-Lの派遣等に係る協定を締結する。

3 知事は、指定病院自らの意思及び人員、物資、実働訓練他研修等の参加状況から継続的、実質的なDMAT-Lの派遣が不可能と判断される場合は、神奈川DMAT連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に諮った後、知事の判断によって指定病院の指定を解除することができる。

(派遣要請等)

第10条 被災した市町村の災害対策本部は、神奈川DMAT-Lの派遣が必要と判断した場合には、知事にその旨を要請する。

2 知事は、前項により被災した市町村の災害対策本部等から派遣要請を受けた場合は、第11条の基準に基づいて指定病院に対して神奈川DMAT-Lの派遣を要請する。

3 指定病院の長は、知事から派遣要請を受け、派遣が可能と判断した場合、速やかに神奈川DMAT-Lを派遣する。

4 前項の規定にかかわらず、突発的事態の発生等により、緊急を要するため時間的余裕がなく知事へ神奈川DMAT-Lの派遣要請ができない場合、県内の市町村長又は救助機関の長は、直接指定病院に対して神奈川DMAT-Lの派遣を要請することができる。なお、この場合には、知事は指定病院の長からの事後報告を受ける。

5 前項において、市町村長又は救助機関の長から直接派遣要請を受け、被災状況にかかる情報等から派遣の必要があると判断した場合には、指定病院の長は神奈川DMAT-Lを派遣するとともに、速やかに知事へ派遣した旨を報告しなければならない。

6 被災した市町村長からの要請がない場合でも、知事は、神奈川DMAT-Lを派遣し対応することが効果的であると判断した場合には、指定病院に対して神奈川DMAT-Lの派遣を要請することができる。

7 指定病院の長は、知事からの派遣要請に対し、災害時医療対応のため派遣が困難である等やむを得ない場合を除き、これを拒むことはできない。

8 前項において、当該指定病院の長は、理由を記した文書により速やかに知事に報告するものとする。

9 知事は、関係機関と調整のうえ神奈川DMAT-Lの想定される業務等に係る情報を速やかに指定病院に提供する。

(派遣要請基準)

第11条 指定病院に対する派遣要請は、傷病者が20人以上発生又は発生が見込まれる災害で次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 被災市町村長等から神奈川DMAT-Lの派遣要請があり、神奈川DMAT-Lを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。

(2) 発生した災害に対し、神奈川DMAT-Lを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。

(待機要請等)

第12条 知事は、災害の発生等により医療支援が必要となる可能性がある場合、

- 指定病院に対して神奈川DMAT-L派遣のための待機を要請する。
- 2 待機要請を受けた指定病院の長は、所属する神奈川DMAT-Lに対して待機を指示するものとする。

(費用の支弁)

- 第13条** 神奈川DMAT-Lの派遣に要した費用は、原則として、県と神奈川DMAT-L指定病院との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。
- 2 県の要請によらない神奈川DMAT-Lの派遣については、費用は原則として支弁しないものとする。

(研修)

- 第14条** 知事は、神奈川DMAT-Lの資質向上を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。
- 2 指定病院は、神奈川DMAT-Lの技術の向上等を図るため、編成した神奈川DMAT-Lの研修及び訓練に努める。

(その他)

- 第15条** この要綱に定めるものの他、神奈川DMAT-Lの編成及び運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年5月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から適用する。

神奈川DMAT-L運営要綱 新旧対照表（令和2年3月）

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>神奈川県内で地震、台風等の自然災害、航空機・列車事故等の大規模な事故その他多数の患者の搬送調整が必要となる事態（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、神奈川DMAT-Lを派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(第2条 略)</p> <p>(活動内容)</p> <p>第3条 神奈川DMAT-Lは、消防機関等と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1) <u>DMAT調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）</u></p> <p>(2) <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）</u></p> <p>(3) <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）</u></p> <p>(4) <u>被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）</u></p> <p>(5) <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等</u></p> <p>2 略</p> <p>(第4条～第15条 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>神奈川県内における地震、台風、航空機・列車事故等の大規模な災害（以下「災害」という。）時に被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、神奈川DMAT-Lを派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(第2条 略)</p> <p>(活動内容)</p> <p>第3条 神奈川DMAT-Lは、消防機関等と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。</p> <p>(1) <u>災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）</u></p> <p>(2) <u>被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）</u></p> <p>(3) <u>被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）</u></p> <p>(4) <u>被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等</u></p> <p>2 略</p> <p>(第4条～第15条 略)</p>

事務連絡
令和2年3月19日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた
入院医療提供体制等の整備について

「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」（令和2年3月6日付け事務連絡）において、いくつかの仮定を設定した上で数理モデルに基づいて作成した新型コロナウイルス感染症の流行シナリオ（以下「シナリオ」という。）に基づき、国内で患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の確保のため、地域のピーク時の外来受診患者数、入院治療が必要な患者数、重症者数を計算するための数式をお示するとともに、ピーク時の医療需要の目安として御活用の上、患者数が大幅に増えたときに備えた各地域の医療提供体制について検討をお願いしたところである。

今回、シナリオで示されるピーク時の医療需要に備えた入院医療提供体制等の整備の考え方や施策について、別添のとおりお示しする。貴職におかれては、別添の内容を参考に関係者と協議の上、地域の実情に応じたピーク時に備えた入院医療提供体制等の整備を早急に進めていただくようお願いする。現時点で患者が少数である地域においても、ピーク時の医療需要に対応するため、今から体制整備を早急に進めていただきたい。

また、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）（以下「対策移行の事務連絡」という。）において、「入院医療提供体制」の対策の移行についてお示しているが、今回、別添でお示するのは、入院医療提供体制の対策の移行が行われた（つまり、症状がない又は医学的に症状の軽い方は自宅での安静・療養を原則とした）後に、入院治療が必要な方への入院

医療提供体制等の整備のために、今から実施すべき準備・対策の内容を具体的かつ詳細にまとめたものであり、対策の移行が行われていない段階から別途、ピーク時を見据えて検討・準備を進めておくべきであると考え、お示しするものである。そのため、別添で示した内容は、対策移行の事務連絡に基づき現行の対策を移行させる必要があるかの検討等とは別途、検討・準備すべきものである。

なお、別添の内容については総務省消防庁及び日本医師会に協議済みであることを申し添える。

新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに 備えた入院医療提供体制等の整備について

I. 医療提供体制等を整備する際の基本的な事項について

- 新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えた際には、新型コロナウイルス感染症患者への対応のみならず、他の疾患等の患者への対応も勘案して地域全体の医療提供体制の整備について検討する必要がある。そのため、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、地域で医療を必要とする方へ適切な医療を提供するため、その地域の医療提供体制全体について、関係者と協議しながら検討・整備を進めること。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制については、病床の確保や患者の受入れ調整など、都道府県での対応を基本とする。そのため、都道府県は、保健所設置市及び特別区では感染者の把握を保健所設置市及び特別区を中心に行っていることから市区町村(特に保健所設置市や特別区)や、都道府県内で対応しきれない大規模発生を想定して隣県と、適宜協議を行いつつ対応を行うこと。また、保健所設置市及び特別区は新型コロナウイルス感染者の発生や重症度、クラスターの発生などの情報について、都道府県や、都道府県を通じて隣県へ早急に情報提供を行うこと。更に、都道府県は、必要に応じて厚生労働省に相談や情報提供を行うこと。
- 今回の医療提供体制整備については、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制だけでなく、その他の疾患に対する医療体制も含めた医療提供体制を検討・整備する必要があることから、感染症担当部局のみならず、医療提供体制整備を担当している部局と合同で対応すること。
- 今後、全国の複数の地域で同時期に感染者が増大し、全国的に医療需要が増加した場合には、都道府県域内で患者を受け入れることを基本とするものの、新型コロナウイルス感染症患者でECMOが必要となるような患者については、都道府県域内の医療体制では対応しきれない場合には、都道府県を超えた広域搬送を行うことから、そのことを想定した搬送体制についても検討すること。また、他の疾患の患者等においても同様に、重症管理が必要な方

- 以外については、基本的には都道府県域内で患者を受け入れることを想定して医療提供体制を整備すること。
- ただし、ある特定の都道府県で短期的に感染者が大幅に増大する場合には、爆発的に増加する患者の対応を短期集中的に行う必要があるため、上記に限らず都道府県を超えた広域搬送を行うこととなるため、そのような場合も想定して搬送体制についても検討すること。
 - また、専門性の高い医療従事者を集中的に確保するとともに、地域において新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れることで十分な院内感染防止策を効率的に実施しやすくなることから、新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる医療機関（以下「重点医療機関」という）を各都道府県に設定する。重点医療機関については、新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れるため、病棟単位や医療機関単位で新型コロナウイルス感染症患者が入院する体制がとれる医療機関を設定することが望ましい。
 - 重点医療機関で多くの新型コロナウイルス感染症患者の受け入れが必要になった際には、重点医療機関に入院している新型コロナウイルス感染症以外の患者を重点医療機関以外の医療機関に転院・搬送することも考えられるため、重点医療機関の設定については、地域の医師会や医療機関、消防機関などの関係者と事前に十分な調整を行うこと。
 - なお、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者に対しても十分な医療を提供する体制を維持することが必要であるため、地域の医療資源の全体像を踏まえて、新型コロナウイルス感染症患者も含めた医療を必要とする方に適切に医療を提供できるよう体制整備を行うこと。
 - 新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制の整備については、都道府県は、市区町村、地域の医療機関や消防機関などの関係者や地域医師会等の関係団体等と協議しつつ対応すること。また、厚生労働省にも情報提供及び相談を適宜行うこと。なお、関係者の情報共有の手段については、効率化を図れるよう調整を行う予定である。
 - なお、厚生労働省としても、各都道府県が医療提供体制を整備するに当たって必要な技術的な助言や支援を適宜行えるよう調整することとしている。

II. 都道府県調整本部等の設置について

1. 都道府県調整本部及び広域調整本部の設置

- 都道府県に県内の患者受入れを調整する都道府県調整本部（仮称）を設置すること。なお、直近の感染状況に鑑み、本事務連絡の発出後、早急に、都道府県調整本部を設置されたい。都道府県調整本部には県域を越えて患者の受入れを調整する場合を想定して、広域調整担当者をおくこと。
- また、厚生労働省においては、今後、地方厚生局の区域を単位とする広域ブロック内や広域ブロックを超えた患者の受入れを調整する広域調整本部（仮称）を各広域ブロックに設置することを検討しており、詳しくは、追って情報提供することとしているが、広域調整本部の構成員に、都道府県調整本部の担当者の参画も必要と考えられるので、ご協力をお願いしたい。
- 都道府県調整本部には、集中治療、呼吸器内科治療、救急医療、感染症医療の専門家、災害医療コーディネーター等に必要に応じて参加を要請するとともに、搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」を配置すること。患者搬送コーディネーターは、24 時間いつでも搬送調整が必要になることを考慮し、複数名選定すること。その際、円滑な搬送調整実施のために、患者搬送コーディネーターのうち少なくとも1人は、自然災害発生時における「統括DMAT」の資格を有する者であることが望ましい。患者搬送コーディネーターは患者の状態を考慮した上で搬送の是非、搬送先の選定を行う必要があるため、集中治療にも精通していることが望ましいが、そうではない場合には、集中治療に関する専門家の参画を要請し、患者搬送コーディネーターと連携して搬送調整を行うこと。
- 広域調整本部には、都道府県調整本部の担当者や厚生労働省の職員、患者搬送コーディネーター等が参画するとともに、地域の実情に応じて、患者の搬送調整に必要な関係者が参画することを想定している。
- 都道府県調整本部は、都道府県内の重点医療機関の設置等の医療体制整備状況、各医療機関の病床稼働状況、人工呼吸器やECMOの稼働状況等を把握した上で、新型コロナウイルス感染症等の入院患者及び重症患者の受入れ医療機関の調整を行うこと。当該情報については、広域調整本部にも情報提供を行うこと。

- なお、受入れ調整のみならず、搬送についても都道府県調整本部、広域調整本部が中心となって調整を行うことを想定しており、搬送の手配については「Ⅳ. 搬送」でお示しするものを参考に対応すること。
- 都道府県調整本部では、メンバーは必要に応じてテレビ会議などを活用して参画することを検討すること。
- 都道府県調整本部については、統括 DMAT などの関係者との協議の上、都道府県の実情を踏まえて DMAT メンバーの参画も考えられる。その際、DMAT は、県内外を問わず搬送調整等を行えること、DMAT カーを有すること、DMAT 隊員は共通の養成プログラムを受講していることから他県の DMAT と一緒に活動等を行うことができること、DMAT ロジスティクスチーム研修を経験していること等の強みを有するが、その一方で、DMAT は非被災県の DMAT が被災県の要請に基づいて援助を行うという基本的な枠組みがあり、また原則として活動期間は災害急性期（48 時間以内）とされていることに留意が必要である。つまり、今般の新型コロナウイルス感染症については国内で幅広く拡がる可能性があり、非被災県という考え方がしにくいこと、また、今後、数ヶ月単位で感染症の拡がりが見られること等を踏まえる必要がある。
- 「Ⅲ」以降に示す患者の受入れ調整は、都道府県調整本部及び広域調整本部が中心となる。

III. シナリオに基づくピーク時の医療提供体制の整備について

- シナリオで試算を行うものうち、「入院治療が必要な患者（以下「入院患者」という。）数」と「重症者として治療が必要な患者（以下「重症者」という。）数」について、都道府県別の推計を行い、受入れの準備を行うこと。シナリオで推計される「入院患者」とは「持続的な酸素投与が必要な肺炎を有する患者又は入院治療が必要な合併症を有する患者」のことであり、「重症者」とは「集中治療室（ICU）等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者」のことである。なお、実際には、その患者の状態に基づき、医師が入院治療や重症管理の要否を判断されるものであることに留意されたい。
- 都道府県単位で、ピーク時の入院患者数及び重症者数を算出した後は、まずは、県内の医療機関に手上げ形式で受入れ人数を調整することも考えられるが、必要に応じて予め都道府県内の医療機関へ、それぞれの受入れ患者数を割当てするなど調整することによって、ピーク時の入院患者数及び重症者数が受け入れられるよう、都道府県は医療機関との調整を行っておくこと。
- なお、シナリオは公衆衛生上の対策を行っていない場合の推計であり、各種対策を行うことでピーク時の入院患者数等の減少やピーク時期を遅らせることができること、一方で、大規模なクラスターが発生した場合には、シナリオで示した（疫学的関連性が把握できない程度に感染が拡大した時点から概ね3カ月程度にピーク時が到来）以上に早い速度で入院患者数等が爆発的に増加することも考えられることに留意する必要がある。また、「重症者」については、人工呼吸器による治療が必要な方や、ECMOが必要な方がいるため、重症者の受入れ医療機関については、必要な治療や医療機関の集中治療室の数、人工呼吸器及びECMOの稼働可能台数等を加味してそれぞれの重症者数等の割当てを実施すること。
- 入院患者数等の割当て等、ピーク時の入院患者数及び重症者数を受け入れるための調整については、病床・病室単位で医療機関と調整を行うのみならず、医療資源の効率化、特に専門性の高い医療従事者の確保の観点から、ある医療機関は新型コロナウイルス感染症患者のみを受け入れることとする、又は、ある医療機関の病棟一つを新型コロナウイルス感染症患者のみを受け入れる病棟として確保すること等（つまり重点医療機関の設定）も検討すること。

1. 入院患者の受入れ医療機関の確保等について

○ ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床数を、以下の順番で医療機関に割り当てること等により、病床の確保を要請すること。受入れ要請の順番は目安であり、各地域の実情に基づき、医療機関と十分に調整の上、受入れ体制を整備する。重点医療機関の設定についても、この順番を目安にして要請することが考えられる。

① 全医療機関の感染症病床

② 感染症指定医療機関の一般病床等及び「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月18日健感発0218第1号・医政地発0218第1号）に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関

③ 新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関、公立・公的（※）医療機関

（※）指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の施設。

④ ①～③以外の医療機関

<入院患者の受入れ要請を行う医療機関及び病床の順番の目安>

	感染症指定医療機関	令和2年2月18日通知の医療機関	新型インフル協力医療機関	公立・公的医療機関	左記以外の医療機関
感染症病床	①				
一般病床等の他の病床	②	②（※）	③	③	④

（※）そのうち、令和2年2月18日通知に基づき新規入院制限を行っている病床を指す。

○ 医療機関で必要な病床数を確保する際、医療機関単位や病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる重点医療機関を設定することも検討すること。そうすることで、新型コロナウイルス感染症患者の治療に必要な専門性を有する医療従事者等を集約して、効率的に治療を実施することが可能となる。

○ 患者の治療に必要な人員や設備等の確保が可能であれば、非稼働病床や開設許可前の医療機関を活用することも検討すること。

- また、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床を確保するため、医師の判断により、他の疾患等の患者を、一般病床、療養病床及び精神病床で受入れることも検討すること。
- なお、上記のような実際に患者が発生した際の受入れ医療機関への受入れの調整（患者が発生した際に、県内のいずれの医療機関から患者を受入れるのかの順番も含め）については、都道府県調整本部で実施する。
- ピーク時の患者受入れ先を都道府県内の医療機関と調整を行うものの、その医療機関は常に入院を制限して新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために受け入れ病床を全て空床にして待機しているものではないため、地域の感染状況を確認の上、今後要請される患者の受入れに備えてその医療機関への新規入院制限の要請や他の疾患で入院している患者の受入れ先の調整を行っておくこと。そのためにも、患者が発生した際の受入れ医療機関の順番を決めておくことも想定される。
- なお、「新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策の移行について」（令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、「地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合」には、無症状者及び軽症者の自宅での安静・療養を原則とすることとしているものの、仮に感染した場合に重症化しやすい方等と同居している場合や部屋を分けるなど家庭内での感染防止策を十分にとることができない場合には、活用可能な宿泊施設等を利用することも検討すること。そうした場合の療養マニュアル（仮称）については、追って示す予定である。

2. 重症者の受入れ医療機関の確保等について

- 重症者については、特に治療体制の整った医療機関（ICU等）での受入れが必要なため、事前にピーク時の重症者の受入れについて、十分に医療機関と調整を行うこと。
- また、重症者には人工呼吸器を必要とする者が含まれることから、人工呼吸器等の需要が増加することが見込まれるので、都道府県は、入院医療機関において必要な医療資器材及び対応できる人員の確保状況を把握すること。

- 重症者の受入れ体制整備に当たっては、それぞれの医療機関の診療体制を確認して、集中治療室での管理又は人工呼吸管理が可能な医療機関に対し、受入れ病床数の割当てを行うべきである。このとき、新型コロナウイルス感染症患者の治療に必要な専門性を有する医療従事者等の確保と感染対策の観点から、病棟単位で新型コロナウイルス感染症の重症者の受入れ等も検討の上、割当てを行うこと。
- 感染症指定医療機関以外の集中治療室等を持つ医療機関では、新型コロナウイルス感染症以外の重症者を積極的に受け入れる等、地域で発生する救急患者や重症者の受入れに支障を来さないよう、受入れの方針について地域全体で事前に調整しておく必要がある。
- 重症者には、人工呼吸器を必要とする者だけではなく、ECMO を必要とする患者も含まれる。ECMO については、一般の人工呼吸器を使用する場合以上に専門性が高く、多くの医療従事者の対応が必要となるため、これに留意して体制整備を検討すること。
- 重症者の対応には、専門医や重症者の治療経験を持つ看護師が当たる必要があるが、人員不足が見込まれるため、専門医や重症者の治療経験を持つ看護師を中心としつつ一般の医師や看護師を含めたチームを作る、ピーク時に向けて研修を現時点から実施する、過去の経験者を導入するといった対応を行い、重症者を対応可能な体制を強化すること。
- なお、重症化リスクのある高齢者や基礎疾患を有する者に対して、人混みを避けるなど、感染予防に十分に注意を払うよう呼び掛けることで、重症者の発生をできるだけ抑止していくことが何よりも重要である。

IV. 医療従事者の確保

- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制整備については、医療機関及び病床の確保のみならず、医療従事者の確保が重要である。医療従事者の確保については、新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者だけではなく、他の疾患の診療を行う医療従事者の確保も行うことが重要である。このようなことから、各医療機関におけるこのような医療従事者の把握に努めるとともに、地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣や、現在、医療機関に従事していない医師、看護師、臨床工学技士等の把握と臨時の職務復帰による医療従事者の確保策についても予め検討しておくこと。
- また、特に専門性を有する ECMO を管理する体制の確保が急務となることが考えられるため、過去に ECMO の管理経験のある看護師や臨床工学技士等については、別途、把握しておくことが望ましい。
- 実際に、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れ医療機関へ重点的に医師を配置する場合、当該医療機関の他の医療提供を縮小する、あるいは新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を他の医療機関で対応する医療機関に転院させる等の対応を行う必要が出てくる。その際には、地域の医療機能を維持するために必要な医療機関への医療従事者の派遣などを検討する。その際には、地域の全体の医療機能をバランスよく維持できるよう、地域の医師会、看護協会等と十分に調整を行う。
- さらに、新型コロナウイルス感染症患者（疑われる者も含む）を診療するに当たっては感染予防策を徹底するとともに、感染予防策を適切に講じている場合には新型コロナウイルス感染症患者を診療に携わった場合であっても濃厚接触者に該当せず、派遣元の医療機関も含め、他の疾患の患者の診療等を行っても差し支えないとの取扱いを周知すること。仮に派遣元の医療機関等が、患者等の不安に対応するため自主的に診療の制限を行う場合には、その対象及び期間を最小限とすること。
- 感染症指定医療機関等の医療機関において「帰国者・接触者外来」が設置されている場合であっても、入院患者や重症者の治療に専念できるよう、地域の関係者と調整の上、当該医療機関を新型コロナウイルス感染症が疑われる方の外来診療を原則として行わないこととする医療機関として指定することも

検討すること。

（注）「〇」は要否が不明

- 〇 夜間・休日の外来診療体制については、救急外来を設置していない医療機関に対しても診療時間の延長や夜間外来を輪番制で行うことを求める、在宅医療が可能な方に対しては在宅医療で治療を行うなど、地域の医療機関や医師会等との連携を図りつつ、地域全体で医療従事者の確保に努めること。

- 〇 感染拡大状況に応じて、医療従事者の確保及び病床の確保のため、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術及び予定入院の延期も検討すること。

（注）「△」は要否が不明

（注）「△」は要否が不明

（注）「△」は要否が不明

（注）「△」は要否が不明

V. 搬送について

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、入院勧告を受けた新型コロナウイルス感染症患者の医療機関への移送については、原則、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は特別区の場合は区長）が行う業務とされており、現在、患者の移送については、既に保健所等と、医療機関や消防機関などの関係者間で調整・連携体制をとっていることが想定されるため、その体制を維持しつつ以下の搬送の考え方にに基づき、都道府県調整本部及び広域調整本部において地域の患者の搬送体制を構築すること。
- 「I. 医療提供体制整備の基本的な考え方」に基づき、新型コロナウイルス感染症患者については、基本的には都道府県内の医療機関で受入れを調整するため、患者搬送も県内で行われることが想定される。
- 人工呼吸器を装着しているような重症者の搬送については、医師の同乗が必要となるため、病院救急車やドクターカーでの搬送が原則となる。そのため、医師の同乗が必要ではない患者の搬送については、保健所の所有する車両、民間救急車や消防機関の救急車を要請することが想定される。
- そうしたことを踏まえ、地域の実情や搬送される患者の状態に応じて、保健所の所有する車両、消防機関の救急車、民間救急車、病院救急車、ドクターカーを活用する。必要に応じて、DMAT が活動している場合は患者収容型のDMAT カーでの搬送や自衛隊に協力を求めることも検討すること。
- また、都道府県単位で医療提供体制を整備し、必要に応じて広域調整も行われるため、市区町村境を超えた搬送、都道府県域を超えた広域搬送が行われることを前提に、医療機関や消防機関などの関係者も含めて都道府県調整本部及び広域搬送調整本部を中心に患者搬送手段について事前に協議を行うとともに、搬送体制について関係者に事前に周知を徹底すること。
- 都道府県域を超える搬送が必要な場合には、広域調整本部と都道府県調整本部の広域調整担当者として調整を行った後、搬送手段を手配する。なお、県域を超えた搬送は重症者が想定されるが、長時間の搬送に耐えられるか、患者の状態を確認した上で、医師の同乗の下、搬送を行うこと。

VI. 医療物資関係について

- 上記に基づき、新型コロナウイルス感染症患者の対応を行う医療機関に優先的に医療物資の配布を行う必要があるため、例えば、医療機関向けマスクについて、その不足により医療現場に支障が生じないように、都道府県において随時ニーズを把握した上で、増産と輸入拡大を通じて確保したマスクを、自治体を経由する等して、必要な医療機関を対象に優先配布する等、医療物資を適切かつ重点的に配分する仕組みするについて検討すること。

以上